

事業統合事例① 大阪広域水道企業団(平成31年4月1日～)	
事業規模等	給水人口 : 177,266 人 1日最大給水量 : 65,745 m ³ /日 給水面積 : 70.93 km ² 職員数 : 【直営】 53 人 【第三者委託】 0 人 【委託】 0 人 ※6市町分の合計
スキーム等	<pre> graph TD A[大阪広域水道企業団] -- 垂直統合 --> B[四條畷市 太子町 千早赤阪村 (H29.4.1～)] A -- 垂直統合 --> C[泉南市] A -- 垂直統合 --> D[阪南市] A -- 垂直統合 --> E[豊能町] A -- 垂直統合 --> F[忠岡町] A -- 垂直統合 --> G[田尻町] A -- 垂直統合 --> H[岬町] A -- 垂直統合 --> I[能勢町 (R6.4.1～)] </pre>
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年4月 : 「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結 ○平成30年7月 : 「水道事業の統合に関する基本協定書」を締結 ○平成31年4月 : 企業団が6市町の水道事業を承継(経営統合)
広域連携(事業統合)のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○お客さまサービスの維持・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に新規サービスの導入等により利便性が向上 ○給水安定性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹管路の耐震化率の着実な向上が見込めるなど、将来の水道施設の安定性が向上 ○運営基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の低減、交付金の活用等により、水道料金の値上げを抑制 ・業務の一元化等による効率化や企業団の持つ技術力や組織力の活用による非常時対応の充実及び技術継承問題の解消
広域連携(事業統合)のデメリット	特になし
業務手法(公民連携等)	公営が基本 + 一部 ②業務委託(個別・仕様委託)、③業務委託(包括・性能発注) (現状は、各統合市町の手法をそのまま引き継いでいるため、各水道事業により異なる。)
対象業務(維持管理体制)	<pre> graph TD A[経営・計画、管理(総務・人事・財務)] --> B[営業] A --> C[維持管理(運転・保全)] A --> D[更新等(設計・建設等)] B --> B1[窓口] B --> B2[検針・料金徴収等] C --> C1[施設] C --> C2[管路] D --> D1[施設] D --> D2[管路] </pre> <p>※実施体制(直営又は委託)は、各水道事業で異なる。</p>
浄水施設維持管理	浄水場の維持管理業務の委託は、岬水道事業のみ実施。 「孝子浄水場運転管理業務委託」(個別・仕様委託)(複数年(3年間)契約)